秩父漁業協同組合　共第１号第五種共同漁業権行使規則

（目的）

第１条　この規則は、この組合の有する共第１号第五種共同漁業権（以下「共第１号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組合員行使権を有する者の資格）

第２条　共第１号の内容である次の表のア欄に掲げる漁業について、イ欄に掲げる漁業の方法により組合員行使権を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア　漁業の名称	イ　漁業の方法	ウ　資格
あ　　ゆ漁業 ま す 類〃 う ぐ い〃 おいかわ〃 こ　　い〃 ふ　　な〃 う な ぎ〃 か じ か〃 わかさぎ〃 な ま ず〃	やな、あゆ地引網、さで網さし網、うけ、ささ伏漁法うなぎ竹筒、四つ手網、投網置ばり、うなぎかま漁法、あゆめがねかけ漁法、釣り	組合員であること。 許可を得ていること。 漁業権行使料（やな漁業）を納入していること。
	瀬張網、石くら（まや）、あゆ地引網、さで網、さし網、うけ、ささ伏漁法、うなぎ竹筒四つ手網、投網、置ばりうなぎかま漁法、あゆめがねかけ漁法、釣り	組合員であること。 許可を得ていること。 漁業権行使料（瀬張網・まや漁業）を納入していること。
	さで網、さし網、うけ、ささ伏漁法、うなぎ竹筒、四つ手網、投網、置ばり、うなぎかま漁法、あゆめがねかけ漁法、釣り	組合員であること。 漁業権行使料（甲種）を納入していること。

２　前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を有する組合員が死亡した場合において、当該権利の相続人が組合員となったときは、その者は、前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。

３　前２項の規定にかかわらず、暴力団等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第１項の組合員行使権を有する者の資格を有しないものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第３条　前条第１項に規定する者は、当該資格にかかる漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

（漁業の方法等）

第４条　次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄に掲げる漁業の方法により、ウ欄に掲げる統数または規模の範囲内において、第８条の期間内及び第９条の禁止区域以外でなければ営んではならない。ただし、理事は水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認め

る場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、期間又は区域を制限することができる。

ア　漁業の名称	イ　漁業の方法	ウ　統数又は規模
あ　　ゆ漁業 ま す 類〃 う ぐ い〃 おいかわ〃 こ　　い〃 ふ　　な〃 う な ぎ〃 か じ か〃 わかさぎ〃 な ま ず〃	瀬張網	１０統
	石くら（まや）	５統
	やな、あゆ地引網	２統
	さで網、さし網、うけ、ささ伏漁法、うなぎ竹筒、四つ手網、投網、置ばり、うなぎかま漁法、あゆめがねかけ漁法	１組合員に対し１統
	釣り	道糸２本以内

２　前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は、漁業の方法、統数若しくは規模、期間又は区域を指定してこれを公表しなければならない。

３　理事が第１項ただし書きの制限をする場合は、理事会の決議によらなければならない。

（漁業を行う者等の決定）

第５条　理事は、第２条に規定する漁業ごとに当該漁業を行う者、行使区域、行使期間その他行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

（キャッチアンドリリース区間の設置）

第６条　次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場所で再放流しなければならない。

ア　魚種	イ　区域	ウ　期間
ます類	荒川（皆野町地先日野沢川合流点から親鼻橋下流の秩父鉄道鉄橋までの区域）	１月１日から１２月３１日まで

（尾数の制限）

第７条　次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、１人１日当たりそれぞれエ欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

ア　魚種	イ　区域	ウ　期間	エ　尾数
ます類	荒川（秩父市地先巴川橋から長瀞町地先埼玉中央漁業協同組合との管理境界までの区域。ただし、第６条表中に掲げる区間を除く）	１０月１日から翌年２月末日まで	３尾

（漁業を営むべき期間）

第８条　次の表のア欄に掲げる漁業の方法は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければ営んではならない。

ア　漁業の方法	イ　期間
石くら（まや）	４月１日から５月３１日まで ただし荒川は禁漁とする
瀬張網、あゆ地引き網	組合で定めて公表した日の午後から１２月３１日まで ただし荒川においては３月１日から６月３０日までを除く
投網	組合で定めて公表した日の午後から１２月３１日まで
やな、さで網	１月１日から１２月３１日まで ただし荒川においては３月１日から６月３０日までを除く
さし網、うけ、ささ伏漁法	１月１日から１２月３１日まで ただし荒川においては４月１日から５月１５日までを除く
うなぎ竹筒、四つ手網、置ばりうなぎかま漁法、あゆめがねかけ漁法、釣り	１月１日から１２月３１日まで

２　次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする漁業は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければ営んではならない。

ア　魚種	イ　期間
あゆ	組合で定めて公表した日から １２月３１日まで
ます類	３月１日から９月３０日まで ただし、にじますについては秩父市地先巴川橋から長瀞町地先埼玉中央漁業協同組合との管理境界までの荒川及び第９条第３項の特設釣区においては１月１日から１２月３１日まで
わかさぎ	９月１日から翌年３月３１日までの間で組合が定めて公表した期間

３　日没から日の出までの間は、投網による漁業を営んではならない。

（禁止区域等）

第９条　前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、漁業を営んではならない。

ア　区域	イ　期間
吉田川（秩父市上吉田、合角ダム上流２００ｍから下流３００ｍまでの区域）	１月１日から １２月３１日まで
浦山川（秩父市荒川久那、浦山ダム上流２００ｍから下流３００ｍまでの区域）	
荒川（秩父市大滝、二瀬ダム上流２００ｍから下流３００ｍまでの区域）	

中津川（秩父市中津川、滝沢ダム上流４００ｍから下流３００ｍ貯砂ダム上下流３００ｍまでの区域）	
牛喰沢	１月１日から １２月３１日まで
永井谷沢川	
大栗沢川	
ムジナ沢	
大若沢	
大山沢	
大ガマタ沢	

２　この漁場区域内で次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法で漁業を営んではならない。

ア　区域	イ　期　　間
田野沢	１月１日から １２月３１日まで
三沢川（皆野町三沢、大堰から上流の区域）	
日野沢川（皆野町国神、日野橋から上流の支流を含む区域）	
赤平川（小鹿野町三山、田ノ頭頭首工（取水口）から上流の支流を含む区域）	
吉田川（秩父市下吉田、ふりの堰堤から上流の支流を含む区域）	
阿熊川（支流を含む）	
薄川（支流を含む）	
小森川（小鹿野町両神小森、小森堰堤から上流の支流を含む区域）	
定峰川（秩父市定峰、定峰橋から上流の区域）	
大棚沢	
関ノ入谷	
生川	
横瀬川（横瀬町横瀬、滝の枕秩父用水（取水口）から上流の支流を含む区域）	
荒川（秩父市別所、秩父発電所放水口上流１００ｍから下流２００ｍの区域）	
浦山川（支流を含む）	
安谷川（支流を含む）	
谷津川	
贄川	
猪鼻沢	
荒川（秩父市荒川白久上サ、白川橋より上流の支流を含む区域）	

３　次の表に掲げる特設釣区においては、釣り以外の漁具・漁法で漁業を営んではならない。

特設釣区の名称及び区域
名称　大血川渓流観光釣場 区域　大血川（秩父市大滝字大血川地先６５０ｍの区域）
名称　入川渓流観光釣場 区域　荒川（秩父市大滝字入川地先７８０ｍの区域）
名称　中津川渓流観光釣場 区域　中津川（秩父市中津川地先６００ｍの区域）
名称　浦山川渓流観光釣場 区域　浦山川（秩父市荒川久那地先の浦山川１３００ｍの区域）
名称　横瀬川渓流観光釣場 区域　横瀬川（横瀬町大字芦ヶ久保地先６００ｍの区域）
名称　浦山広河原渓流観光釣場 区域　広河原谷（秩父市浦山字広河原３２３５番地の１地先の２００ｍの区域）

４　魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては当該表示期間は漁業を営んではならない。

５　魚類の保護のため、魚道の上流１０ｍから下流１０ｍまでの区域においては、漁業を営んではならない。

（全長制限）

第１０条　次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア　魚種	イ　全長
ます類	全長１５センチメートル
こい	全長１８センチメートル
うなぎ	全長２６センチメートル

（漁業権管理費の負担）

第１１条　共第１号の内容となっている漁業を営む組合員は、共第１号の維持管理に要する経費にあてるため、行使料を組合に納入しなければならない。

２　行使料の額は、次の表のとおりとする。

漁業の名称	単位	行使料の額
あ　　ゆ漁業 ま す 類〃 う ぐ い〃 おいかわ〃 こ　　い〃 ふ　　な〃 う な ぎ〃 か じ か〃 わかさぎ〃 な ま ず〃	年間	やな漁業　　３００，０００円 瀬張網・まや漁業　５０，０００円 甲種　　１３，０００円

３　行使料の種類及びその額、徴収の時期、徴収方法は総会又は総代会で定める。

（違反者に対する措置）

第１２条　共第１号の内容となっている漁業を営む組合員が、漁業に関する法令もしくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該者に対して当該漁業を停止させることができる。

２　共第１号の内容となっている漁業を営む組合員が、この規則に違反したときは、組合は当該組合員に対し過怠金を科すことができる。

（雑則）

第１３条　この規則で定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この規則は、２０２４年１月１日から施行する。